

# (仮称)滋賀県災害対策基本条例(素案)

地方創生・防災減災対策特別委員会 資料4-1  
令和6年(2024年)10月8日  
議会事務局 政策調査課

## 1 前文

- 本県においては、琵琶湖西岸断層帯や南海トラフを震源とした巨大地震、気候変動による豪雨災害の発生が懸念される。
- 令和6年能登半島地震において、受援体制、ライフライン途絶時の対応、災害関連死への対策などに課題があることが浮き彫りとなった。
- 滋賀県地域防災計画に基づき災害対策を進めてきたが、更なる災害対策が必要である。
- 公助だけでなく自助、共助も併せて県全体で災害に対する意識を高め一丸となって災害対策に取り組むことが必要である。

## 2 目的(第1条)

災害対策の総合的な推進  
→ 県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る。

## 3 基本理念(第3条)

- 自助、共助および公助が適切に組み合わせられること。
- 国、県、市町、県民、自主防災組織および事業者の適切な役割分担および連携が確保されること。
- 県民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること。
- 被災者の生命および身体を最も優先して保護すること。
- 被災者の基本的人権を尊重すること。
- **被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情に配慮すること。**

## 4 責務・役割(第4条～第7条)

### 責務

県：災害対策の実施、市町への助言等

### 役割

県民：災害への備え、防災活動への積極的な参加等  
自主防災組織：地域における防災活動の実施等  
事業者：施設の利用者等の安全確保、事業継続力の強化等

## 5-1 災害予防対策

### ① 防災教育および防災訓練の実施等【第8条】

- 県は、県民の防災に関する知識および技能の習得を促進するため、防災教育および防災訓練の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 県民は、防災に関する知識および技能を習得するため、県等が実施する防災に関する講習を受けるとともに、防災訓練に参加するよう努めるものとする。
- 自主防災組織は地域住民に、事業者は従業員に対して防災教育および防災訓練を実施するよう努めるものとする。

### ② 自主防災組織の充実等【第9条】

- 県は、自主防災組織の充実・消防団の強化を図るため、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

### ③ 災害ボランティアの活動環境の整備等【第10条】

- 県は、災害が発生した場合において、災害に関する専門的な知識経験を有する災害ボランティアが果たす役割の重要性に鑑み、災害ボランティアによる防災活動の環境の整備、人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

### ④ 建築物の耐震改修【第11条】

- 県民および事業者は、自己の建築物について必要な耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めるものとする。

### ⑤ 地震保険等への加入【第12条】

- 県民は、災害により被害を受けた場合における生活の安定を図るため、地震保険、水災によって生ずる損害を填補することを約する火災保険等に参加するよう努めるものとする。

### ⑥ 物資等の備蓄【第13条】

- 県民は、自らが災害時に必要とする物資を備蓄するよう努めるものとする。
- 事業者は、従業員および施設の利用者等が災害時に必要とする物資を備蓄するよう努めるものとする。
- 自主防災組織は、地域の住民が災害時に必要とする物資および応急的な措置に必要な資機材を備蓄するよう努めるものとする。
- 県は、災害応急対策または災害復旧に必要な物資および資機材を備蓄するものとする。

### ⑦ 事業継続計画の策定【第14条】

- 事業者は、災害が発生した場合における中核となる事業の継続または早期の再開を図るための計画を策定するよう努めるものとする。

### ⑧ 公共施設の整備等【第15条】

- 県は、その設置し、または管理する道路、水道、下水道、庁舎その他の公共の用または公用に供する施設について、災害が発生した場合における被害の最小化を図るため、適切な維持管理を行うとともに、計画的な整備を図るものとする。

### ⑨ 指定避難所の良好な居住性の確保のための措置【第16条】

- 県は、指定避難所の良好な居住性の確保を図るため、次に掲げる措置等を講じようとする者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うとともに、必要に応じて、自ら当該措置を講ずるものとする。
  - ・衛生面および快適性に配慮したトイレの確保
  - ・プライバシーの確保に配慮するために必要な物資の確保
  - ・熱中症等による人の健康に係る被害の発生を防止するための対策

### ⑩ 要配慮者の保護【第17条】

- 県は、要配慮者の生命または身体を災害から保護するため、個別避難計画の作成の支援、要配慮者に配慮した物資の備蓄その他の必要な措置を講ずるものとする。

### ⑪ 災害情報の収集および伝達に係る体制の整備【第18条】

- 県は、国、市町その他の関係者と連携して、災害に関する情報の収集および伝達に係る体制を整備するものとする。

### ⑫ 事業者との災害応急対策等に関する協定の締結【第19条】

- 県は、物資等の供給、緊急輸送の確保、工事等の実施その他の災害応急対策および災害復旧が的確かつ迅速に行われるよう、あらかじめ事業者等との協定の締結に努めるものとする。

### ⑬ 広域的な連携協力体制の構築【第20条】

- 県は、他の都道府県その他の関係機関との広域的な連携協力体制の構築を図るものとする。**

### ⑭ 受援体制の整備【第21条】

- 県は、災害応急対策または災害復旧のために派遣された職員および被災者に配布する物資を円滑に受け入れるために必要な体制を整備するものとする。

### ⑮ 医療救護体制の整備【第22条】

- 県は、市町、医療機関その他の関係者と連携して、災害時における医療および救護の体制を整備するものとする。

## 5-2 災害応急対策

### ① 円滑な避難行動等【第23条】

- 県民は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、災害に関する情報の収集、円滑な避難の実施その他の危険を回避するために必要な行動をとるよう努めるものとする。
- 災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、自主防災組織は地域の住民に、事業者は従業員および施設の利用者等に対し、災害に関する情報の伝達、避難誘導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### ② 災害応急対策の実施【第24条】

- 県は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、災害に関する情報の収集および伝達に努め、国、市町その他の関係者と連携して、被災者の救助、施設および設備の応急の復旧その他の災害応急対策を的確かつ迅速に実施するものとする。

### ③ 指定避難所の円滑な運営等の支援【第25条】

- 県は、災害が発生した場合に指定避難所の円滑な運営が確保されとともに、指定避難所の良好な居住性が確保されるよう、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 支援を行うに当たっては、指定避難所において要配慮者、愛玩動物の飼育者等の多様な被災者の生活環境にできる限り配慮しなければならない。**

### ④ 帰宅困難者対策【第26条】

- 県は、災害が発生した場合に多数の帰宅困難者が発生した場合には、国、市町その他の関係者と連携して、必要な情報の提供、帰宅困難者を一時的に滞在させるための施設の確保の調整その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 事業者は、多数の帰宅困難者の発生による混乱を回避するため、従業員に対する施設内での待避等の指示その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### ⑤ 二次災害の防止【第27条】

- 県は、二次災害の発生を防止するため、火気の使用に係る注意の喚起、危険な場所の周知その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 県民は、災害が発生した場合において、火気の使用の自主的制限、避難する際の安全の確認その他の二次災害の発生を防止するために必要な行動をとるよう努めるものとする。

## 5-3 災害復旧・復興対策(第28条)

- 県は、災害により被害を受けた地域の復旧および復興を図るため、国、市町その他の関係者と連携して、必要な体制を整備するとともに、復旧および復興に係る措置を円滑に実施するものとする。

## 6 財政上の措置(第29条)

- 県は、災害対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 7 施行日

- 公布の日(令和7年3月下旬)の予定